

仕 様 書

名 称	那覇新港と北九州港との間を定期就航する貨物船による自動車航送のための航送券
作成年月日	令和4年2月1日
作成部隊	第15旅団司令部 第4部

1 適用範囲

本仕様書は、第15旅団等が計画する教育訓練等の移動に伴い、那覇港と北九州港の間を定期就航する貨物船への自動車航送について適用する。

2 用語の定義

(1) 教育訓練等

第15旅団等が計画・実施するすべての事業をいう。

(2) 航送券

令和4年4月1日（金）から那覇港と北九州港との間に定期就航するマルエーフェリーの貨物船による自動車航送のために使用できる券をいう。

3 航送券の予定数量

別紙の通り

4 航送券の条件

(1) 乗船券等は、マルエーフェリー株式会社が発行するもの又は、それと同等品以上のものとする。

(2) 航送時の予約及び航送券の受払は、官側と船舶会社との間で直接実施できるものとする。

5 その他

本仕様書に記載のない事項で、調整等を必要とする場合には、別途官側と調整するものとする。

作成責任者

第15旅団司令部第4部 輸送班長
1等陸尉 谷川 一平

航送券の予定数量

区分	種類	区間	予定数量
自動車 航送	4 m以上 5 m未満 (乗用)	那覇新港から北九州港	2
	4 m以上 5 m未満 (乗用)	北九州港から那覇新港	2
	4 m以上 5 m未満 (貨物)	那覇新港から北九州港	2
	4 m以上 5 m未満 (貨物)	北九州港から那覇新港	2
	5 m以上 6 m未満 (貨物)	那覇新港から北九州港	1
	5 m以上 6 m未満 (貨物)	北九州港から那覇新港	1
	6 m以上 7 m未満 (貨物)	那覇新港から北九州港	1
	6 m以上 7 m未満 (貨物)	北九州港から那覇新港	1
	7 m以上 8 m未満 (貨物)	那覇新港から北九州港	2
	7 m以上 8 m未満 (貨物)	北九州港から那覇新港	2
	8 m以上 9 m未満 (貨物)	那覇新港から北九州港	2
	8 m以上 9 m未満 (貨物)	北九州港から那覇新港	2
	9 m以上 10 m未満 (貨物)	那覇新港から北九州港	1
	9 m以上 10 m未満 (貨物)	北九州港から那覇新港	1
	10 m以上 11 m未満 (貨物)	那覇新港から北九州港	1
	10 m以上 11 m未満 (貨物)	北九州港から那覇新港	1
	11 m以上 12 m未満 (貨物)	那覇新港から北九州港	1
11 m以上 12 m未満 (貨物)	北九州港から那覇新港	1	